

議案第131号

湯梨浜町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

次のとおり、湯梨浜町企業版ふるさと納税基金条例を制定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会
の議決を求める。

令和3年12月10日 提出

湯梨浜町長 宮脇正道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源に充てるため、法人から受けた寄附金を積み立てる湯梨浜町企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを管理しなければならない。

(運用益金の整理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 町長は、第1条の目的のため必要があると認めるときは、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。